国立大学法人電気通信大学における内部質保証に関する規程

制定 令和2年12月14日規程第44号 最終改正 令和5年3月27日規程第123号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 内部質保証に係る実施・責任体制(第3条-第6条)

第3章 内部質保証に係る運用・手順(第7条-第10条)

第4章 雑則 (第11条·第12条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学が設置する電気通信大学(以下「本学」という。)における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、改善・向上に取り組むことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 内部質保証 自らが行う教育研究活動等の状況について継続的に点検・評価し、その 結果をもとに改善・向上に取り組むことにより、教育研究活動等の質や学生の学修成果 の水準等を自ら継続的に保証することをいう。
 - (2) 自己点検・評価 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
 - (3) モニタリング 教育課程の実施者が、教育課程の現状について、定量的及び定性的な データや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、実施者である教職員の間で継続的に 情報共有を行うことをいう。
 - (4) レビュー 教育研究活動等の質の継続的な改善または向上に結びつけるために、これらの状況を客観的根拠に基づいて定期的に把握・検証することをいう。

第2章 内部質保証に係る実施・責任体制

(最高責任者)

- 第3条 学長は、最高責任者として、本学の内部質保証に関する業務を掌理する。
- 2 学長は、電気通信大学学則第2条に規定する本学の目的の実現にむけて、本学の教育研 究活動等の質を保証し向上させるための基本方針を定めるものとする。

(統括責任者)

- 第4条 最高責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として、統括 責任者を置き、評価室長をもって充てる。
- 2 統括責任者は、基本方針に基づき、内部質保証に関し必要な具体的措置を講じるものと

する。

(部局責任者)

第5条 情報理工学域及び大学院情報理工学研究科(以下「教育研究基本組織」という。) に、当該教育研究基本組織に係る内部質保証に関する業務に責任をもつ者として、それぞれ部局責任者を置き、当該教育研究基本組織の長をもって充てる。

(評価室)

第6条 評価室は、内部質保証に関する業務の企画、立案及び実施に係る総括を行うととも に、統括責任者の業務を補佐し、部局責任者に対する指導、助言その他の必要な措置を講 じるものとする。

第3章 内部質保証に係る運用・手順

(評価の実施)

- 第7条 自己点検・評価は、モニタリングとレビューにより行う。
- 2 部局責任者は、毎年度モニタリングを実施し、その結果をモニタリング実施組織内で共 有するとともに、評価室長に報告する。
- 3 評価室は、別に定めるところにより行ったレビューの結果を取りまとめ、学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告結果について、役員会、教育研究評議会及び経営協議会へ報告するものとする。

(改善・向上)

第8条 学長は、レビューの結果に基づき、教育研究活動等の質の向上又は改善するための 措置を講じるものとする。

(公表)

- 第9条 モニタリング及びレビューを行ったときは、適切な方法で公表するものとする。 (検証)
- 第10条 学長は、内部質保証に係る取組の有効性や効率性を随時検証し、不断の改善に取り 組むものとする。

第4章 雜則

(他の規程との調整)

第11条 他の規程において内部質保証についての定めがあるときは、他の規程にかかわらず、この規程の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年12月14日から施行する。

附 則 (令和3年6月21日規程第2号)

この規程は、令和3年6月21日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。